

○「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

改正後	現 行
<p>22の4 規則第22条の4に規定する注記については、次の点に留意する。</p> <p>1 <u>投資者その他の四半期財務諸表の利用者が当四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益並びに当該契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性を理解できるようにするための十分な情報を開示することを目的とした上で、四半期財務諸表提出会社において、定量的な要因と定性的な要因の両方を考慮して当該目的に照らして重要性が乏しいか否かを判断するものとする。また、重要性がある場合は、当該目的に照らして記載内容及び記載方法が適切かどうかを判断して記載するものとする。</u></p> <p>2 <u>当四半期累計期間に認識した顧客との契約から生じる収益と規則第22条の2第1項第1号に掲げる報告セグメントごとの売上高との関係を投資者その他の四半期財務諸表の利用者が理解できるようにするための十分な情報を記載するものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>30-1-2 財務諸表等規則ガイドライン15-12の2に掲げる<u>その他通常の取引</u>以外の取引に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第30条第1項第2号に規定する受取手形、<u>売掛金及び契約資産</u>の科目に含めて記載することができるものとする。</p>	<p>30-1-2 財務諸表等規則ガイドライン15-12の2に掲げる<u>通常の取引以外の取引</u>に基づいて発生した手形債権の金額が資産の総額の100分の1以下である場合には、当該手形債権については、規則第30条第1項第2号に規定する受取手形<u>及び売掛金</u>の科目に含めて記載することができるものとする。</p>